

「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」の一部改正に対するパブリック・コメントの結果について

平成 22 年 6 月 11 日

日本証券業協会

本協会では「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」の一部改正について、平成 22 年 4 月 21 日から平成 22 年 5 月 17 日までの間、パブリック・コメントの募集を行った。この間に寄せられた意見（2 件、2 先）及び意見に対する考え方は、以下のとおりである。

国債の即時グロス決済に関するガイドライン			
項番	該当箇所	意見・要望等	考え方
1	・フェイルに関するガイドライン	（意見） 改正骨子に賛同する。 フェイルチャージを導入すれば、フェイルが発生したファンドにおいてフェイルイントが渡ることになり。公平感が増すので良いと考える。 （理由） これまで、フェイルが発生した場合における損害に対するチャージは、コール運用に回せる資金が増えたことによる運用益であった。 この場合フェイルが発生したファンドに対して 100%運用益が入るわけではなかった（コール放出が一般口のため）。 しかし、フェイルチャージを導入すれば、100%フェイルイントが渡る事になり公平感が増す。	従来のフェイル慣行では、低金利下における暫定的な取扱いとして、当分の間、フェイルをされた国債の受け方は、フェイルをした渡し方に対して、フェイルされている国債を債券貸借取引等で調達した場合等に要した費用を請求できることとしていましたが、具体的な費用の請求についての規定はありませんでした。 このため、今回の改正によりフェイルチャージを導入することにより、ご意見のとおり、フェイルされた受け方は、フェイルした渡し方に対して、フェイルチャージを請求できることとなります。
2	・フェイルに関するガイドライン	・コンファメーション等の事前通知に基づくフェイルチャージ請求合意取引の記載について コンファメーション等書類への直接記載でなく、別紙を添付する形式で別紙にて表題や内容記載において当該取引は事前通知に基づくフェイルチャージ請求合意の取引である旨を記載し、コンファメーション等とともに提供することでも対応可能と判断してよいでしょうか？ （システム対応の時間・費用の問題や書類表示ができない物理的な問題もあるかと考え、次善の対応策としてご提案するものです。）	別途公表しております、「フェイルチャージの実務に関する取扱指針（以下、取扱指針）」において、フェイルチャージ導入にあたっては、フェイルチャージの請求・授受について事前通知による方法で当事者間での同意を取得し、個別取引明細書等による通知によって、その同意による法的根拠を補強することが推奨されています。 今回お問い合わせの「別紙」を受領者がコンファメーション等の一部をなすと明らかに認識できるのであれば、当該取扱指針に沿った取扱いで問題ないと考えます。

以 上